

室町期の荘園領主と農民

——山科家領を中心として——

田 端 泰 子

はしがき

中世後期——南北朝・室町・戦国期を「大名領国制社会」ととらえるか、前期とともに一貫して「荘園制社会」と把握するかで、大きな見解の相違が見られるのが、現在の中世後期研究状況の一つの特徴であるといつてよからう。⁽¹⁾一例を挙げれば、戦国期における室町幕府の存在を究明された今谷明氏は、三好氏に至るまでその戦国大名化を阻み続けたのは、室町幕府の背後にあってそれを支えた荘園領主であったとされている。⁽²⁾本稿は、このような室町・戦国期を荘園制社会とする意見が、この期の特質をとらえるのに最も適しているかどうかを、荘園領主として最も一般的な公家のうち、山科家を素材として考察することを主要な課題としている。室町期、特に戦国期の「荘園制」とはいったい何か、本年貢体制の残存⁽³⁾という鋭い指摘を含めて、広くその実態の究明が、改めて必要とされているのではないかと思う。もとよりそれは応仁・文明以後を主たる対象としなければならないのであるが、本稿はその第一階梯として、室町期の山科家領について考えてみたい。

山科家の記録をひもとくと、室町期のものとしては『教言卿記』・『教興卿記』⁽⁴⁾があり、応永十二年五月から、応永廿四年七月までの記録が残されている。⁽⁵⁾ 応永期の山科家には、名字地と称される山科郷をはじめとして、表二・表三にみえる各庄園から貢納物が寄せられている。これらは判明する家領約四〇カ所⁽⁶⁾のうち二〇カ所で、約半数に減少していたことがわかる。山科郷からとその他の各庄園からの貢納物に分け、収納状況をみたのが表一、表二である。山科から検討してみよう。

山科郷からの貢納物は①番土その他の人夫、②年貢米、③畠料足、草料足等の銭納、④特産品・食料品の現物納（鶏、岩なし、びわ、柚、竹、大豆、栗等）、⑤その他御供等に分けられる。①については応永十四年二月、北山殿の石清水社参供奉のための人夫や、⁽⁷⁾ 応永十六年四月に番土として二人ずつ東庄から二度にわたって徴發されているものを指す。また応永十三年十月十九日——廿四日に大宅郷と野村・北方から交替で毎日二人ずつの宿直人夫が、十一月にも東庄から木切二人が召されている。⁽⁸⁾ これらは、荘園領主の恣意的夫役徴發が許される段階にあつたことを示すものであろう。

②年貢米は応永十四年には計三十二石一斗八升四勺四才、十五年には二十三石四斗、十六年には十五石九斗七升（但し七—十月欠）が納入されている。十四年は「当年天下大損亡」⁽⁹⁾といわれた不作の年であつたが、この数値をみると毎年平均三十石前後が山科から納入されていたものと考えられる。

米に比べて③料足はわずかである。草料足（四月—九月）⁽¹⁰⁾ 月三七〇文と、夏畠料足一貫五百文、秋畠料足二貫文程度が、定例の賦課であつたと考えられ、応永十四年には合計二貫六一〇文が、十五年には五貫八七三文が納められており、十六年には、毎年草料足の入る七—十月が欠であることもあつて全く納入されていない。

④山科の特産物である竹は、毎年正月に三毬打竹三十本分計百二十本が届けられ、⁽¹¹⁾ 九月の粟とともに一部が禁裏に進納されている。鶏、岩なし、びわ、やまもも、大豆等は山科家の食料や進物となつたのであろう。

こうした米等現物の貢納量では不十分であつたのか、買米、買大豆、買茶がなされている。応永十三年の場合

表一 応永14・15・16年、山科郷からの貢納物

月	応永14年	応永15年	応永16年
1月		三毬打竹30本分120本、中こみ1荷	三毬打竹30本分120本、中こみ柴1荷、鶏
2月	人夫		
3月	鶏2羽(野村・四宮川原)、米2俵		〔閏3月〕茶20袋(竹鼻)
4月	岩なし2籠、	買茶、年貢()	番者2人(東庄)、番士2人(大宅)、びわ1荷
5月	びわ、草料足370文(4月分)	草料足370文	
6月	やまもも1荷、草料足370文(5月分)	草料足370文	
7月	夏畠分1貫文、益米5升、なす3籠	草料足370文(6月分)、畠料足1貫文、盆供米	〔欠〕
8月	草用途370文(7月分)、米2斗9升(石窪・竹谷去年未進分)、畠用途500文	〔欠〕	〔欠〕
9月	粟、1石(供僧田去年未進)	〔前半欠〕	〔欠〕
10月	2斗2升4合(念仏田去年未進)、柚70、2駄、俵10、2石5斗(供僧田)、俵10(東庄)	2俵(うち餅1あり、東庄)、2駄(東庄)、俵1余(去年未進岩窪・竹谷)、5駄(俵10、東庄)、俵3(供僧田)、草銭463文(東庄9月分)、2石7斗、5駄(俵10、北方)	〔欠〕
11月	俵10(5斗入、供僧田)、御供一膳、2石4斗(北方)、御供一膳、3石(岩窪・竹谷)、1石(岩窪)、2石1斗6升1合4勺4才(供僧田)、1石2斗5升5合(供僧田去年未進)、9斗(東庄)	3俵(東庄)、俵10(供僧田)、3駄(東庄)、2駄(東庄)、2駄(供僧田)、1駄(2俵、北方)、買米3貫分、1駄(東庄)、9斗(俵3、東庄)、1石5斗(5俵、東庄)、番者2人	1石(供僧田)、買米3俵(東庄)、1石(供僧田、俵2)、4駄(俵8、北方)、年貢(岩窪、竹谷)、1石2斗(東庄)、1石8斗(岩窪・竹谷)、買米6斗、買大豆6斗、草田土貢3石1斗7升
12月	秋畠大豆5斗、買大豆6斗、買米1石2斗、2石8斗(草田)、買米1石2斗、同1石2斗、祝餅	秋畠年貢2貫300文(1貫は大豆進上、300文は小豆進上)、買米1石4升余(代2貫530文)、畠年貢1貫文(東庄)	1石2斗(俵4、北方)、買米1石8斗(俵6、東庄)、1石5斗(俵3、供僧田)、9斗(俵3、東庄)、1石2斗(俵4、東庄)、1駄(俵2、供僧田)、買米1石(俵3余、東庄)
計	米 32石1斗8升4勺4才、料足 2貫610文、買米 3石6斗、買大豆 6斗、	米 23石4斗、料足 5貫873文、買米 5貫530文分、買茶	米 15石9斗7升、料足 なし、買米 4石3斗、買大豆 6斗、

室町期の荘園領主と農民

表二 応永14年・15年、山科以外の諸荘園からの貢納物

所 在	応 永 14 年			応 永 15 年		
	代 銭	米	そ の 他	代 銭	米	そ の 他
水 田 郷	243貫		染革3枚、くるみ折1合	53貫		
砦 部 郷	42.5			66.3		ろうそく2
居都庄下村	12.5		白魚折	2.5		
下揖保庄	70		長夫、人夫2	43		長夫
細 川 庄	75.5	23.5石 2 駄	節供餅20合、菓40合、紙2帖、出仕夫2人、神祭物、長夫、盆供米、干鯛20、節供餅20合、菓子40合、人夫2人、度別鯛4	57.5	6石2斗	万石米銭布代200、神祭物、長夫、渡別鯛20
小 塩 保		1石1斗2升	樽二支替100支、粽28把、なす25、餅、柿、500支、節季物			樽500支、盆供米、樽二支替400支、
長 岡 庄			藁213束			藁120束
七 条		2斗			1斗5升	
鳥 羽 庄		(年貢)			(土貢)	
河俣御厨	6	2斗5升	人夫5人、粽25把、長夫、蓮葉300枚、瓜、なす50	5		人夫、盆供米、蓮葉250枚、人夫
平 野			鶏1			
今 西 宮	6		小樽2000支	3.150		小樽2000支、(他に5回課役の納入あり)
菅 浦						
石 墙 庄	10		梅種1、鯛1懸、餅3、古茶30袋、隅1、このわた30小桶、人夫、荒巻2、塩引2			茶50袋
信濃五ヶ庄	10			10		藁1合、ろうそく1合
革 手 郷	129			95.5	(買米8駄)	(買大豆2駄)、紙以下土産
久 得 郷	5					
西 郷		(年貢)		10		
計	609.5	26石2斗7升	(1駄=6斗として)	345.950	6石3斗5升	(他に買米あり)

表三 応永13～16年、諸庄園からの貢納物（品目）

所	在	貢納物
備中	水田郷	代銭、漆、鹿皮、くるみ
	菅部郷	代銭、ろうそく
備前	居都庄下村	代銭、白魚
播磨	下揖保庄	代銭、人夫
	細川庄	米、代銭、人夫、盆米公事物、餅、神祭物、干鯛、菓子、鯛荒巻、ろう、紙
丹波	小塩保	米、樽、節供物、焼米、粽、なす、麦、餅、柿、材木
山城	長岡庄	藁
	七条	米
	鳥羽庄	米、餅
河内	河俣御厨	代銭、人夫、節供物（蓮葉、瓜、なす）、粽
	平野	鶏
	今西宮	鶏、代銭、小樽
近江	菅浦	びわ
紀伊	石墻庄	人夫、茶、荒巻、塩引、鯛、餅、鴈、このわた、桶、梅種
信濃	信濃五ヶ庄	代銭、薑、ろうそく
美濃	革手郷	米、代銭、（買米）、人夫、紙以下土産
	久得郷	米、代銭、大豆
遠江	西郷	代銭、絹、干栗紙袋

表四 山科家の高利貸利用

年月日	銭主	借用	返済
12. 7. 26	裏築蔵		(10貫文を預ける)
8. 11	今出川あての土倉	15貫(作事のため、質物は裏松より借りる)	
13. 12. 23	?	13貫(中間等給分残下行のため)	
14. 2. 1	退蔵庵		3貫(蠟銭)
14. 12. 6	禰副寺	20貫文(利貫別150文)	
14. 12. 13	(禰副寺口入)	10貫文(利平貫別150文)	応永15年2月16日、11貫500文として返却
14. 12. 15	常聞副寺	30貫文(利貫別40文)	応永15年2月17日10貫返却、(11貫200文として)、残りは15年3月4日22貫400文として返弁
14. 12. 29	(禰副寺口入借物)		20貫文
15. 2. 17	盛都聞	50貫	
15. 11. 晦	胤監寺	20貫(利貫別月40文、明年2月中に本利とも返す)	応永16年2月9日、20貫と利分2貫400文を返弁
16. 2. 16	禰副寺		5貫と利500文
16. 5. 20	禰副寺	10貫文	
6. 3	盛都聞	10貫文	
12. 15	常德院僧	30貫文	12月29日水田郷年貢20貫内10貫500文を返済にあてる。

米は十月、十一月初旬に一石八斗が五貫文であったが、十一月末には一石九斗五升が十貫文であり、応永十五年には一石四升余が二貫五三〇文と暴落している。米価変動の激しさが知られる。買米は山科家当主が家司（大沢重能）に代銭を下りし、山科郷から買わせたものである。また、わざわざ米を買わせて年貢として出させたこともあり、「北方土貢買米三駄、六俵到、五貫文、」がこれを示している。買米の理由として脇田晴子氏は現地と洛中との価格差、年貢米としての関銭免除等の利点をあげられている。しかし山科の場合この米価変動の激しさは、洛中米商人の支配下にあったことを示唆するものではないだろうか。それでもなお米納が求められたのは、荘園領主の自家消費分充足のための現米要求によるものと考えられる。

山科以外の諸荘園からは表三のような貢納物が上ってきている。米が現物で貢納されてくるのは小塩保、鳥羽庄、七条、細川庄、革手郷、久得郷までで、それ以遠の荘園では代銭納である。米納荘園の中でも、細川庄、革手郷、久得郷は米・代銭併納であり、各荘園からはこの他、それぞれ特産物が納入されている。また、夫役の残存もみられ、河内、紀伊、播磨、美濃の畿内・近国荘園から人夫が出されている。以上を地域別に整理すると次のようになる。

- 洛中とその周辺荘園……米、特産物、節供物
- 畿内・近国荘園……米、代銭、人夫、特産物
- 遠方荘園……代銭、特産物

種々の現物、米の貢納が広汎に残っているのは、洛中で買うより良質・廉価なものが得られたからであろうし、荘園領主側の現物要求が、現地側の代銭納要求を圧倒して強いものであったためであろう。

貢納物とは別に、美濃からは多量の買米、買大豆が運ばれていることが目立つ。応永十五年十一月・十二月に買米二十三駄（四十六俵）三斗入として十三石八斗、買大豆二駄（四俵）が、二回に分けて到来している。いっぽう細川庄からの年貢米は「駄賃土貢」と表現されているように、わざわざ駄賃を払って現米を運ばせたのであ

る。山科・美濃からの買米といい、播磨からの年貢米搬送といい、美濃・播磨からでも取り寄せた方が、駄賃を加えても洛中で買うより安くついたことを示すものである。それ以上に、米商人の横暴によって米価高騰と飢饉さえ招来している当時の洛中にあるは、現米確保は切実な要求であった。

山科家の京都「マチ」に於ける収益には、夏冬二期の地子銭がある。地子徴収地域は中御門、五条烏丸東順、近衛、坊城であり、山科家の青侍資興・源阿らが奉行として徴収にあたり、徴収額の一割程度の手当をもらっている。応永十四年には合計七貫八二二文、十五年には九貫八七〇文が集められている。

表一、表二と地子銭を加えると、山科家の年間米収納高は応永十四年の場合五十八石四斗五升四勺九才、料足六一九貫九三二文、応永十五年度は二十九石七斗五升、料足三六一貫六九三文となり、米の納入が少ない応永十五年には山科と美濃で買米をして補い、年間を通じて四五——六〇石程度の米が手元に残るよう配慮している。米の他、大豆、茶等必需食料品で、莊園で調達できるものは購入して、莊園からの年貢収納の減少を補っている。山科郷からは主として米が、その他の莊園からは主として代銭が貢納されており、自家消費米調達のためまず年貢米として徴収し（山科郷・細川庄）、しかるのち不足分を買米（山科郷・革手郷）で補ったわけである。

二

莊園からの年貢収入以外に、山科家が内藏寮を管掌する関係で、寮領、率分課役、供御人・商人課役が山科家の得分となっている。

率分関収入は、応永段階では丹波口（北向分口・西口）率分課役が月五百文、河内国楠葉川上率分関が月五貫文、長坂口が二貫五百文で、他に四宮河原（東口）関収入があった。この額はたてまえであって、実際の収納は楠葉関の場合応永十五年には三十三貫五百文しか到来していない。味曾課役は応永十四年に二貫三三文、十五年に壹貫五八二文、十七年に八三〇文が集められており、毎年二月に山科家の中間二人が巡人（廻人もいう）と

なつて徴集して廻つた。⁽⁶¹⁾ 応永十七年には味曾公事難渋の在所四カ所に北山院（女院）の名で徴収を迫り、まず一カ所から収納している。⁽⁶²⁾ 公事錢徴収も困難になりつつある状況を示している。

御服月宛は、山科家が内蔵頭を世襲するため、内蔵寮御服所に下行された月宛を受取つたものである。応永十四年の場合、毎月四日から十七日の間に三十貫文ずつ現錢と割符で確実に下行されており、反対に禁裏へは、袴（二月）、御服二、袷御服一（三月）、御小袖御服各一（四月、五月）、御小袖御服四（六月）、御大口、御引直衣、御引倍幾、御小袖二（七月）、御小袖二（八月）、御更衣御直衣、御衣、御帯、差子糸、御小袖御服四（十月）、御服御下襲、御小袖御服四（十一月）、御服二、御小袖御服三（十二月）と、毎月御服を進上している。また毎年四月には、賀茂祭用途として十貫五百文が近衛使、典侍などの禄に下行されている。これとは別に北山殿や新御所（義持）、北山女院からも、正月御調進御服や御大口、五依等を縫進むことが求められ、それぞれ料足が下されている。応永十五年の北山院北山第行幸の際の上童装束は、高倉永行と山科教興が五人分ずつ調進することになったが、これには合計百六十貫文が下行され、同年の北山第行幸時の御引出物御服・御引直衣等には百八十貫文が御服所に下されている。⁽⁶³⁾ これは、官御服所の幕府機構化を示すものといえよう。山科家はこれらの御服を織手（定禪、妙禪、柿木尼等）に料足を下して織らせているが、織手は御服の種類により各々専門化していた。応永段階の山科家管掌の供御人・商人については、菓子と鳥供御人が見られるのみで、鳥供御人は「鳥供御人無人之間、歳末課役等厳密雖加問答、駕輿疋方倍増トテ不致其沙汰」と、四府駕輿丁鳥商人の増加による衰退が伝えられている。菓子年貢にしても応永十四年十二月に五十疋の納入がみられるのみで、元弘三年の「内蔵寮領等目録」作成当時の多様な商人からの課役徴収は見る影もなく壊れ去っている。それは、供御人等商人課役が雑掌大沢氏や御厨子所預高橋氏の相伝取得するところとなり、山科家はその上分のごく一部分を得たにすぎないためとされている。⁽⁶⁴⁾

課役、月宛の合計は年間約四二〇——三〇貫程となり、莊園からの収入に匹敵する額である。

応永段階の荘園領主経済は、荘園からの収入・地子収入と率分関・課役・月宛収入を車の両輪とする形をとっていたが、年ごとの納入額が大きく変動して荘園からの貢納上進系統は破綻の様相を見せはじめており、現物の納入が困難になるため駄賃を払って貢納させたり、買米、買大豆などが大きな比重を占めてくるのである。

三

次に山科をはじめ諸荘園、関等の支配機構を明らかにしてみたい。

山科東庄、備前居都庄下村は家司であり奉行をつとめる大沢氏（重長、重能）が代官であり、美濃諸庄も大沢氏の責任下にあった。⁽⁴⁰⁾下揖保庄は奉行資親の代官請（奉行得分は五分の一）、水田郷は相国寺祇副寺（承祇）——退蔵庵（本逾）——盛都聞（昌盛）の、皆部郷は退蔵庵（本逾）の請所であった。しかし皆部郷へは、山科家の中間が下向して現状の把握に努めている。⁽⁴⁵⁾信濃五ヶ庄、河俣御厨も請所であり、後者は年間五貫文の請切で、前年の十一月に来年分が届いている。⁽⁴⁶⁾細川庄では北川親長が代官となることを、応永十五年九月沙汰人・名主・百姓が了承している。⁽⁴⁷⁾鳥羽庄は下司（給分五斗）から年貢が送られており、⁽⁴⁸⁾四宮河原率分所では奉行仲沢入道行靖の下に沙汰人二人が置かれていた。⁽⁴⁹⁾今西宮・楠葉率分所も代官請切であった。⁽⁵⁰⁾五条地子は青侍源阿に給付されている。⁽⁵¹⁾このように、荘園の代官クラスには、山科家から奉行が下向する場合と、現地の荘官を任用する場合と、相国寺寺僧に収納を任せる場合があった。いずれの場合も山科を除いて年貢は代官請となっており、⁽⁵²⁾山科家の収益は代官層に左右されたことはいうまでもない。山科の西山供僧田、細川庄などでは内検を行っていることからみて、家司支配の荘園では年貢収納のための下地把握の努力が重ねられていることがわかる。

いっぽう山科家の家礼をみると、青侍として資親、重能、^(大沢)清幸、^(源)資興、重長、資能、重定、清能、知能、源阿、盛永、為秋がおり、⁽⁵³⁾彼らが荘園の奉行として下向する層であった。中間には刑部、左近次郎、藤五、刑部二郎、菊鶴丸、弥三郎があつた。⁽⁵⁴⁾その他複数の女中、輿舁がいた。青侍には、大沢重能のように中間をもつものもいた。⁽⁵⁵⁾

地方莊園における守護、国人の動向は、美濃では守護土岐氏が尼寺莊久得郷、革手郷へは催促・賦課を免除することが多く、応永十五年の如く人夫を課すにあたり山科家の了解を求めている場合もあり、非常に友好的であった。備中水田郷は地頭方と領家方に二分されていたが、守護細川頼重が地頭職を望み、⁶⁵⁶ 応永十五年七月から十一月にかけて山科家は日野氏を通して義持を動かし、細川満元から細川頼重の地頭職競望を止めさせている。しかるに十一月廿六日領家方へ右京大夫（満元）の使者河村入道が入部して緊迫したが、十二月に寺家（退蔵庵）知行相違あるべからずとの満元の折帛が出され、⁶⁵⁷ 一応の結着をみている。応永十四年九月、細川庄反銭の事について資親が播磨守護赤松方へ行っているのは、守護反銭賦課が問題となつたためであろう。⁶⁵⁸ 山城守護高師英に對しても、長岡庄の百姓等に頼まれて山科家は守護からの課役・夫役を止めるよう尽力している。⁶⁵⁹ 近江市子庄は「家領」と表現されているが、貢納物などのない事からみて、当時すでに山科家の支配の及ばない庄園であつたと思われるが、⁶⁶⁰ 応永十五年守護が半済と称して使を入れている。山科教遠の所領飛驒国石浦・岡本も、国人が押領する動きをみせている。⁶⁶¹ このように地方莊園で地頭職を望み、反銭をかけ、半済と称して入部するなど、守護からの侵攻と国人の押領が活発になつてきているが、山科家の朝廷、幕府への訴えと努力が効を奏し、所領の安泰が一応保障されていることは、⁶⁶² 応永期に室町幕府体制の基礎はまだゆるぎなく存立していることを示しているよう。

四

山科家は高利貸寺庵、土倉より少なからぬ額を借用している。応永十二年——十六年分をまとめたのが表四である。応永十二年にはもっぱら土倉を利用してしたが、十四年以後は相国寺寺僧からの借錢に切替る。相国寺寺僧は家領地方莊園の代官を兼ねているのは前述の通りであり、相国寺寺僧のうち代官になつていゝものはすべてこの銭主と一致するから、借用して返済できなくなつたために代官職に補任したものと思われる。これを裏付けるのは、⁶⁶³ 応永十五年十一月晦日付の借書である。

合貳拾貫文者

右件の御用途ハ、毎月貫文別ニ四十文あての加利分、明年二月中にはんりとも返申候へく候、もしふさたの事候ハ、備中国水田郷御年貢の到来候ハんとき、本利相当の程とられ申候へく候、いつれの在所にても、御管領内相当候ハん程押とられ申候へく候、其時更一言子細を不可申候……

応永十五年十一月卅日 美作入道善親奉

年貢到来時にその分を引当てて返済する事を約しており、この場合は恙無く返済されたが、こうした事態が進めば年貢の収納権自体が高利貸の手に渡るとは当然予測される。

応永十七年二月廿四日の条には、

一、裏松殿ヨリ盛都聞契約所領備前国三野新庄青蓮院門跡領云々、三百貫之地、伝聞也、

とあり、日野家が三百貫もの所領を相国寺盛都聞に契約したのは、盛都聞の代官としての才能を見込んだといふより、背後に貸借関係があつたためと考えられる。

新田英治氏の万里小路家の研究によれば、借金の返済は翌年の特定荘園年貢のうちから代官が直接銭主に行うという形態をとつていた。⁽⁶²⁾ 山科家領の場合には事態が一層進んで、銭主が代官になるといふ形であつた。正親町三条公雅が義持拝賀に出仕の費用一〇貫文を山科家から転借したように、⁽⁶³⁾ 一般に公家層の財政逼迫、土倉の利用、相国寺僧への依存は、このころからようやく顕著になりつつあつた。

五

次に家領の農民と農民闘争について検討してみたい。

山科東庄での農民の階層構成は前稿で述べた通り、おとなと地下の者の二層と考えられ、⁽⁶⁴⁾ 応永段階でも基本的には変わらないと思われる。応永十三年閏六月十四日、若竹等壁下地料を山科地下の輩から徴した時、竹鼻藏人が

七十本、竹鼻掃部が百五十本、徳阿ミが百本進上している。このうち竹鼻藏人はこの年の正月に山科家に参賀している。彼らはおとな層に属していると考えられる。いっぽう、地下人と呼ばれる人々は、二日後大宅里の左近入道、右近亮、五郎二郎が各々一荷ずつ竹を進上しているが、彼らを指すものと考えてよからう。

応永段階の山科東庄の農民の要求は、草料足を閏月には出さないというもの、⁶⁶損亡の申出⁶⁷ぐらいであり、庄家一揆段階の斗争であった。地方の荘園でも、細川庄での代官排斥の逃散、⁶⁸損亡についての噉訴、⁶⁹下損保庄での損免要求、⁷⁰鳥羽庄百姓二人の逐電等にすぎず、庄家の一揆の性格を脱するものではなかった。それらの要求も、細川庄の損免要求に対し、山科家は不許可の姿勢を示しており、山科の草料足不納の主張にも、先々閏月には沙汰したとして、百姓の奸曲を責伏せている。このように応永段階は領主権力がまだ農民の力を圧倒している段階であったといえる。

いっぽう、山科家領も一部存在する京都都市民の闘争は、時代が下るにつれ多様になっているが、応永期には数少い。応永十四年十二月の北小路今出河⁷¹の蔵の質物取出し、十六年四月の今出河在家の放火、同年同月勘解由小路室町酒屋の放火が記されているのみである。しかしこれらは都市民の土倉放火・襲撃を意味するものであり、土一揆が顕在化する前の段階に、このような散発的な土倉の個別襲撃があったことは、注目してよいだろう。

むすびにかえて

十四世紀後半の応仁文明の乱を境として、山科家領は山科の所領以外は守護、国人層の侵略により顛倒してしまつた。

(守護)

所々の家領まさしくいづれの所ニても候へ、一所わつらひなき所もなくことくくしゆこいらむにより候てむそく仕候⁷²荘園の支配権や供御人統制が家司層のものに移行し、彼らから山科家はわずかな上分錢を徴取するだけになっている。文明十二年の不知行目録⁷³によれば、美濃・遠江・信濃・河内・播磨等の各荘園と洛中田地、山科でも東庄

以外は不知行であつた。

室町期の山科家は年間壹千貫位の収入を荘園、率分閑、月宛等により得ていたが、これは幕府の保障があつてはじめて保たれていた額であつた。守護、国人層の荘園侵攻と高利貸資本への依存は、応仁以後収入の激減という事態を招来する。応仁以後の公家領荘園の実態については別稿にゆずるが、乱を契機とする荘園領主層の衰亡は永祿十二年山科家が京都諸国内藏寮領率分と山科東庄・西庄以外は「八十年以来不知行」と称しているのに端的に示されていよう。

註

- (1) このような観点から研究史を整理されたのが永原慶二氏「大名領国制の史的位罫——中世と近世移行期把握のための覚書」(歴史評論三〇〇号)である。
- (2) 『戦国期の室町幕府』
- (3) 藤木久志氏『戦国社会史論』
- (4) 『史料纂集』に収められている。
- (5) 山科家領については、内藏寮領(料国、寮領)のうち、管轄下の供御人について詳述された小野晃嗣氏「内藏寮経済と供御人」(史学雑誌四十九の八・九)、山科言繼の公生活・私生活を明らかにされた奥野高広氏「言繼卿記——転換期の貴族生活——」、南北朝——戦国期の荘園領主の商品経済への接触と寮領特に供御人支配の実態を検証された脇田晴子氏「日本中世商業発達史の研究」第四章第二節、第五章第一節等のすぐれた研究がある。
- (6) 奥野氏前掲書。
- (7) 『教言卿記』応永十四年二月廿七日の条。以下特に記すもの以外はすべて教言卿記である。
- (8) 応永十六年四月四日、七日の条。
- (9) 応永十三年十一月廿六日の条。
- (10) 応永十四年十月廿三日の条。
- (11) 応永十三年の場合は、十一月に九月草料足九十文が到来している。
- (12) 例えば応永十五年正月十四日の条。

- (13) 応永十三年十月廿八日、十一月四日の条。
- (14) 応永十三年十一月廿四日の条。
- (15) 応永十五年十二月十六日の条。
- (16) 応永十三年十月十九日の条。
- (17) 応永十三年十一月四日の条。
- (18) 脇田晴子氏前掲書三二七頁。
- (19) 米価の低い応永十五年でも山科からの買米の量はそれほど多くない。三石程度と推測される。後述の美濃、播磨からの米搬送とは意味が異なると思われる。
- (20) 皆部郷の代銭の中から蠟燭を買って現地代官から送らせていたようである（応永十五年十二月廿七日の条等）。
- (21) 十一月廿八日、十二月十四日の条。
- (22) 応永十六年十一月廿七日の条等。
- (23) 豊田武氏『中世日本商業史の研究』。
- (24) 応永十五年十二月晦日の条。
- (25) 内蔵頭を世襲し、御厨子所別当を兼任した。この点については小野氏前掲論文参照。
- (26) 応永段階の寮領としては河内国河俣御厨だけであり、註(26)に記した理由で荘園として扱った。
- (27) 応永十四年六月三日の条。
- (28) 応永十四年九月十七日の条。
- (29) 応永十六年閏三月十一日の条。
- (30) 応永十六年二月晦日の条等。
- (31) 応永十七年二月六日の条等。
- (32) 応永十七年三月八日の条。
- (33) 応永十四年四月廿四日の条等。
- (34) 応永十四年四月十九日の条。
- (35) 応永十四年八月四日の条。

- (36) 応永十四年三月十一日の条。
(37) 応永十五年二月七日の条。
(38) 応永十五年正月廿一日、廿八日の条。
(39) 応永十四年十一月十五日の条等。
(40) 応永十四年正月十七日の条。
(41) 応永十四年十二月晦日の条。
(42) 小野氏、脇田氏前掲論文に詳しい。
(43) 註(42)参照。
(44) 東庄については応永十三年二月廿八日の条、居都庄下村については同年六月廿七日の条等。美濃は大沢重能が結解状を進上している(応永十四年三月廿六日の条)。
(45) 応永十四年六月廿七日の条。
(46) 応永十五年十一月十五日の条。
(47) 応永十五年九月廿日の条。
(48) 応永十三年十月七日の条。
(49) 応永十三年三月十二日、四月八日の条。
(50) 今西宮については応永十五年十月廿日の条に「今西宮課役任先々」とあることによる。
(51) 応永十三年二月廿九日の条。
(52) 応永十二年十二月十四日、十三年九月六日、十四年九月十一日の条。
(53) 応永十二年十二月十一日の条。
(54) 応永十三年三月九日の条。
(55) 応永十四年二月廿二日の条。
(56) 応永十五年二月三日の条。
(57) 応永十五年十二月十一日の条。
(58) 応永十四年九月八日の条。

- (59) 応永十三年五月七日、十四年十月廿一日の条。
- (60) 応永十五年七月廿六日の条。
- (61) 応永十三年七月五日の条。
- (62) 『室町時代の公家領における代官請負に関する一考察』（『日本社会経済史研究中世編』所収）。
- (63) 応永十四年七月十八日の条。その借入先はやはり相国寺禰副寺であった（応永十四年十二月朔日の条）。また、花山院忠定が自家修理のため北山殿から一万五千疋を遣された時の喜びようは「花喜悦之至、定不知手足之舞踏賦」と表現されているが、公家層の窮乏化を示すものであろう。
- (64) 拙稿「徳政一揆に関する一考察」（『中世の権力と民衆』所収）。
- (65) 応永十三年正月廿二日の条。
- (66) 応永十三年七月六日の条。
- (67) 応永十三年九月十七日の条。
- (68) 応永十二年十一月十七日の条。
- (69) 応永十二年十二月八日の条。
- (70) 応永十四年十月二日の条。
- (71) 応永十四年十月廿三日の条。
- (72) 応永十四年十二月三日の条。
- (73) 応永十六年四月十六日の条。
- (74) 応永十六年四月十九日の条。
- (75) 『山科家礼記』文明二年八月十九日の条。
- (76) 『言国卿記』文明十年九月十四日の条。
- (77) 『山科家礼記』文明十二年十一月十五日の条。
- (78) 『言繼卿記』永祿十二年三月三日の条。率分も「自去年九月不知行」、東庄、西庄も「自天文十七年武家御押領但三十五箇下之五六ヶ年不知行」とされている。